

令和6年3月26日

高崎信用金庫

お客さま各位

群馬県内4金融機関における相続手続の共通化について

高崎信用金庫は、お客さまの利便性向上を図るため、群馬銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫と、預金等相続手続に関する取扱いを共通化いたしますのでお知らせします。

当金庫では、今後もお客さまの利便性向上に向けたサービスの提供に取り組んでまいります。

記

1. 相続手続を共通化する金融機関

高崎信用金庫、群馬銀行、桐生信用金庫、しののめ信用金庫

2. 実施日

令和6年4月1日（月）

3. 共通化の目的

相続手続において、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減できるよう共通化します。

4. 共通化の概要

- (1) 「相続手続依頼書」の書式・記入方法の共通化
- (2) ご提出いただく確認書類の共通化

5. その他

本件は相続手続を共同で行うものではないため、各金融機関への書類の提出は必要です。また、被相続人さまのお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合がございます。

<本件に関するお問い合わせ先>

高崎信用金庫 事務管理部 TEL 027-360-3442

以 上